

平成23年度第5回石狩市行政改革懇話会議事録

日 時：平成23年11月25日（金）13：00～14：30

場 所：石狩市役所3階 庁議室

出席者：次のとおり

委 員			職 員	
役職	氏 名	出欠	所 属	氏 名
会長	辻 正一	○	（事務局）総務部長	川又 和雄
副会長	松尾 拓也	○	（事務局）総務部行政改革担当参事	幸田 孝仁
委員	永山 隆繁	○	（事務局）総務部行政改革担当主査	青木祐一郎
委員	能村久美子	○	財政課長	新関 正典
委員	浅井 秀樹	○	財政担当主査	中西 章司
委員	太齋 敏子	欠		
委員	向井 邦弘	○		
委員	今中 建男	欠		

傍聴人：なし

【事務局：幸田行革担当参事】

時間になりましたので第5回行政改革懇話会を始めさせていただきます。

それでは、社会長宜しくお願い致します。

【社会長】

お集まりいただきありがとうございます。それではお手元にある次第に沿って進めて参ります。

今まで議論を後回しにしておりました「石狩市行政改革2016」（以下2016）の3つめの基本目標『健全な財政基盤の構築』に入ります。

【事務局：幸田行政改革担当参事】

本日は財政課長と財政担当主査が来ておりますので、そちらからご説明いたします。

【財政担当：中西主査】

財政課の中西と申します。私のほうから『健全な財政基盤の構築』についてご説明いたします。文章は2016に記載してございますが、こちらの中身につきましては、ただいま財

政課のほうで策定を取り進めております「石狩市中期財政運営の指針」をベースに、2016に盛り込んでいこうと考えております。「石狩市中期財政運営の指針」はまだ完成しておりませんが、来年の3月の策定に向けて取り進めておりますので、その現状、こういったことを想定しているかについて説明させていただきます。

お手元に説明資料「石狩市中期財政運営の指針（財政規律ガイドライン）」（以下ガイドライン）を配布させていただいておりますが、今現在このように各項目を予定しておりますので、こちらに沿ってご説明いたします。

このガイドラインの策定の目的は、これまで平成19年から23年までの5年間、「財政再建計画」を策定し、市民の皆さんの協力を得て、歳出の削減と歳入の確保に努め、一時の危機的状況から脱し、財政指標は緩やかながら改善基調にあります。

しかしながら、昨今、生活保護費を筆頭に社会保障費をはじめとする経常経費が著しく増加しており、市の財政の弾力性が失われ、新たな需要や突発的な需要に対応できくなりつつあります。

まして、今後、負担を後世に先送りすることなく、自立的で持続的なまちづくりを進めるため、中長期的な視点で財政運営の対策を講じようとするものです。

位置付けとしまして、このガイドラインは市の各種計画を策定する際の「財政的な指針」としての性格を有するものであると考えております。2016においても今定めようとしております『健全な財政基盤の構築』の重要な要素であることはもちろん、各種項目においても守るべき指針となるものであると考えております。

また、市の最上位計画である総合計画の後期戦略計画とも当然整合性を図り、進めているものであり、これら全て平成28年度を計画最終年度として取り進めておりますので、こちらのガイドラインも平成28年度を目標としまして策定していくものと考えております。

策定にあたって認識すべき項目として4つを考えております。

1点目としまして、本格的な人口減少社会へ向っているなか、今後の人口構造は、子ども人口・生産年齢人口ともに減少する一方で、高齢者人口が増加することは明らかなです。

このことは、介護その他の社会保障費の増加、消費の低迷による社会経済の活力衰退、景気の低迷など市民生活全般に深刻な影響を及ぼすことが予想されます。

2点目として、「財政健全化法」が平成21年4月から本格施行となり、地方自治体はこれまでもまして、財政問題の早期発見と早期是正に努めなければならない状況にあります。

現在のところ石狩市は、財政健全化法で定めている早期健全化基準値をクリアしていますが、同規模の他の地方自治体と比較すると、市債の残高とその元利償還金額が多くなっております。

これは、市制施行に前後して実施した大型公共施設整備や国の景気対策に呼応した社会資本の整備などにより市債の借入を増やしたことが大きな要因であります。住民サービスを低下させることなく財政運営を進めていくためには、市の負債を減少させるための長期的な対策が必要であると考えております。

また、石狩市が有する11会計に加えて、石狩湾新港管理組合などの一部事務組合や石狩市土地開発公社を含めた連結の財務状況のさらなる健全化も同時に進めなければならぬという状況にあります。なかでも「国保会計」の累積赤字の解消や、「土地開発公社」の経営健全化に向けた各々の取り組みについても、計画的かつ持続的な対策が必要となっております。

3点目として、普通交付税算定替えへの対応という問題もございます。

平成23年10月1日で合併後6年が経過しました。これまでは合併算定替えといわれる普通交付税の増額措置がありまして、本来貰える交付税よりも約10億円多く貰っております。

これが、合併後10年経過した後5年間で段階的に引き下げられまして、平成33年度には多く貰っている交付税が貰えなくなります。また合併自治体に対して行われている合併特例債と呼ばれる財政措置についても、元利金の70%が交付税措置され市の持ち出しが30%と恵まれた措置ですが、近々法案が提出され、措置が延長される見通しはあるものの、平成33年度以降は合併特例債の発行も出来なくなります。

4点目の問題としまして、水道の問題がございます。

先般新聞等でも報道されましたが、平成25年度からは、水道事業における水源をこれまでの地下水中心から、当別ダムに転換することにより、西部広域水道企業団へ支払う受水費を料金収入のみで賄うことが、非常に難しくなるものと試算されております。

本来、企業会計は、独立採算制の原則に基づいた経営が前提であり、経営に伴う料金収入をもって充てることとされており、推計すると水道料金を20%程度上げなければいけない見込みとなり、一般会計の関与についても、独立採算制の原則の例外としての合理的根拠や必要性の存否を明らかにした上で、慎重な検討が必要となります。

このため、「水道事業会計」の高料金対策については、全市的に多角的な検証を行うことは勿論ですが、石狩市民のほぼ全世帯が水道を利用していることを考えると市民生活を確保するための安定した料金体系を含めたサービス提供の継続性については、しっかりとした対策を講じていく必要があると考えております。

次にガイドラインの目標の設定につきましては、8つほど想定しております。

1点目として、地方公共団体の財政構造の弾力性を図る指標である「経常収支比率」があり、この比率を目標として掲げて進めていきます。

2点目として先程ご説明いたしました財政健全化比率を守っていきます。さらに、目標値についても今後検証して新たな目標として設定していきます。

3 点目の地方債残高の縮減です。

これまで財政再建計画の中でも一人あたりの借金残高 50 万円以下を目標に取り進めてきました。まちにより借金の性格も違い、単純には比較できませんが、市民 1 人当たりの借金の残高が他市と比べ多く、しっかりコントロールしていきたいと考えております。

4 点目の基金借入金残高の縮減です。

現在、特定目的基金として積み立てた額が約 30 億円ありますが、平成 16 年から 18 年までの赤字決算時に約 20 億円を借り入れ、現在も 15 億円を借りているため、これを順次返済し、本来の積立目的に則した活用を行っていききたいと考えております。

5 点目の財政調整基金の充実につきましては、本来は突発的な需要に対応するための基金・貯金であります。本市は平成 16 年以降残高がありません。突発的な需要や水道料金の高料金対策も視野に入れ一定額を積立しておくべきと考えております。

6 点目の減債基金の充実ですが、本来市債の償還に備えるための基金であるが残高がありません。平成 28 年度以降交付税が順次縮減していくため、その時点で市民サービスの急激な低下を招かないために基金を充実させて備えていききたいと考えています。

7 点目の土地開発公社欠損金の縮減、8 点目の国保会計累積赤字の縮減については、個別計画を策定し進めておりますが、両会計が抱える累積損失は将来負担に及ぼす影響が大きく、早期に解消することを改めて目標とするよう考えております。

こちらの計画につきましては来年 24 年 3 月を目途に、今年度の決算見通しと来年度の新たな予算編成を見た中で調整し、策定に向け進めていききたいと考えております。

以上です。

【社会長】

大変具体的で分かりやすいご説明をありがとうございました。いまのご説明に対して何かご意見はありますか？

【松尾副会長】

もしかしたらご説明の中で触れられていたのかもしれませんが、新たに出現する課題への対応について、“新たに出現する課題”とはどのようなものですか？

【財政担当：中西主査】

新たに出現するものですので、数限りなく、想定できないものもあるかと思います。正直、政府の状況について分からないことが多々あり、今後の税制の状況も分からない状況ですので、柔軟に対応できるようにということです。

【財政課長：新関課長】

社会保障と税の一体改革という問題が取り沙汰されていますが、国ではその見通しも示

されておらず、おそらく地方に対する相当な負担も想定されますので、それらへの対策のためにということです。

【松尾副会長】

社会保障費など、いま具体的に予想されるもの以外にも、なんとなく先が見えないということで、それにある程度対応できるような体制を作りたいということですか。

【財政担当：中西主査】

明確なものとしては、社会保障費が増えるでしょうし、市内の公共施設の修繕も多々出てくると想定されます。

【松尾副会長】

分かりました、ありがとうございます。

【財政課長：新関課長】

前回の財政再建計画というのは事業を具体化して、実際に廃止をしたり新たに取り組んだりなど、具体的なアクションプランがありました。それから5年経ち、一定程度成果がありました。また新たに不透明な部分や問題が想定されます。すでに新たな事業精査は市のほうで進んでおります。そのような部分を今後どうしていくのかということになりますが、具体的なアクションプランではなくて、中期財政見通しとしてある程度の枠組みを作って、財政課としてはその枠からでないような形で財政運営を行っていくという指標として、ガイドラインという言い方をしております。前回の再建計画とは異質で、具体的な指標はこのパーセンテージを守ることによって財政運営を行い、これから予算査定の中で取捨選択し、総体を調整していこうというふうに考えております。

【松尾副会長】

今後の見通しとしては、新たな課題の中のすでに見えている部分、社会保障ですとか公共インフラの補修などを見越しての計画ということによろしいですか？

【財政課長：新関課長】

そういうことでございます。

【向井委員】

水道の老朽化の補修についての基金の積み立ては考えておりますか？

【財政課長：新関課長】

古い水道管の補修や、ポンプ場の耐震化などについては、通年の水道運営の中で考えておりまして、新たなものとして水源地の移行を想定しております。

【向井委員】

国民健康保険会計ですが、累積赤字については一般会計からの繰り入れでいつか解消するということはお考えですか？赤字の原因はおそらく滞納ということになるでしょうが。

【財政課長：新関課長】

滞納もございますが、収納率はそこまで悪くはありません。

どうしても国民健康保険は退職されてから加入し、高齢になって国民健康保険医療費が一番かかる時期に収入が少ないということが多いですから、構造的に難しいことがあると思います。

国から補てんはありますが、国保の制度疲労という部分もあると思います。

以前、一般会計で赤字繰り入れはしていませんでしたが、近隣自治体も何らかの赤字解消の繰り入れをしております。

【永山委員】

よろしいですか？水道の問題で、新聞に20%アップというのが載っていましたが、札幌市が使用しないので青山ダムから抜けるというのがありましたね。それは影響してきますか？

【財政課長：新関課長】

札幌市の動きが関連してくるというよりは、そもそも、建設費の部分で想定されていた問題です。

【社会長】

石狩市には、総合計画があり、行政改革大綱では主要なテーマとして財政があり、財政には財政としての運営指針があります。そこで、それらが整合性を持っているということが必要と考えます。そういう意味では、ガイドラインと行政改革大綱との整合性を意識頂いておりますことは大変ありがたいことです。

したがって、今後実施する具体的な内容の策定時にもこの姿勢を持って進めていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

次に、財政のガイドラインの考え方と、2016 とが脈絡、平仄^{ひょうそく}が合っているかどうかという観点で見させていただきましたが、策定にあたっての認識すべき項目と2016の中の「行政改革推進の背景」とほとんど合致しておりますので、その点では適切だと考えます。

次に、大綱中の財政の基本目標が、2016 と平仄^{ひょうそく}が合っているかどうかというところですが、この基本目標については財政課では了解されていますか？

【財政課長：新関課長】

この文章は了解しております。

【社会長】

分かりました。

次に、ガイドラインの目標設定の項目が実施計画の項目になると解釈してよろしいでしょうか？完全に中身が固まるかどうかは別にして、やらなければならないのは、今回のペーパーで示されたことであるから、これが指針になるという認識でよろしいのですか？

【財政課長：新関課長】

はい、そうです。

【社会長】

財政関係の考え方、作業の進め方については理解できました。ありがとうございました。

(財政課長、財政担当主査退席)

【社会長】

次に目標管理システムについてですが、当初の案では全体に関わる位置付けで提案いただいておりましたので、意図的に後回しにしておりました。事務局ではこの考え方を変更するということですので、ご説明をお願い致します。

【事務局：幸田行革担当参事】

目標管理システム自体は取り組む項目の一つとなりまして、2016 の中には特に出てきません。

【社会長】

以前議論になりましたように、これは「市役所イノベーション」の一つでないか。これを取り出して、2016 の中で別項目建てにされるのはどうだろうという意見が懇話会でも出されました。その点について、事務局でも考えていただきまして、今度示される実施計画の中の一項目として入れるという方針のようです。その点についてよろしいでしょうか。

ではいよいよ 2016 についての審議です。大分かたちが変わっておりますが、事務局からご説明いただきます。

【事務局：幸田行革担当参事】

これまで事務局案につきまして 4 回にわたり懇話会で議論していただきました。そのご意見を取り入れ、修正を加えて成案となる 2016 素案を作成させていただきました。

この 2016 素案につきましては、先日、市長、副市長、フォローアップ委員会のご意見を伺い、更に何点か修正のうえ、了承を得たものでございます。

まず懇話会のご意見で修正した点につきましてご説明いたします。

「理念」についてですが、「理念」として項目立てするのではなく、市長のメッセージが改革に向かう姿勢であろうというご意見をいただきましたので、2016 の中では改めて項目立てはしておりません。

それから「改革の方策」ですが、3 つの基本目標それぞれに、いくつかの改革の方策を 2016 に規定し、具体的な取り組みを実施計画に示すよう考えておりましたが、あとでご説明するローリング・プラン方式によって改革の方策が修正され、そのために 2016 が修正されるのを避けるため、改革の方策と実施項目は実施計画に入れるように致しました。

また、実施計画の期間を 3 年と 2 年に分けて作成するよう考えておりましたが、ローリング・プラン方式によって毎年実施計画が見直されることになりますので、期間での制御は必要ないとして修正致しました。

次に市長、副市長、フォローアップ委員会のご意見を伺い、修正した点を申し上げますと、1 つは基本目標の順番についてですが、1 財政基盤—2 PPP—3 市役所イノベーションだったものを、逆の、1 市役所イノベーション—2 PPP—3 財政基盤に変更いたしました。これは、現在の 2 次大綱は財政改革の色合いが強いものでしたが、次期大綱 2016 は仕事の仕方改革や公民連携を改革の中心に置いていることから、並び順に配慮したものでございます。

2 つ目は大綱の推進に関しまして、中間評価を実施することと致しました。

これは、計画の中期、3 年後に一度、それまでの実績と今後の課題を検証し、後半の実施に繋げる機会を設けるためであります。

あとは文言の修正として、改革を進めるうえで、市職員ばかりではなく、市民にも協働のパートナーとしての意識をもっていただきたい、という観点から、“基本姿勢”中の「職員は～」という書き方を、主体を特定せず、「私たちは～」という表現に変えさせていただきました。

主な、修正は以上でございます。

次期大綱 2016 案は、今後、本日の懇話会、それから、1 2 月から 1 月のパブリックコメントを経まして、最終調整を行い、2 月上旬には、最終（案）として作成し、3 月に決定、4 月から施行させていただきたいと考えております。

【社会長】

ローリング・プラン方式の説明をお願いできますか？

【事務局：幸田行革担当参事】

今回の 2016 の非常に重要な部分ですので説明させていただきます。

まず、実施計画についてはローリングを毎年行います。

それとは別に、実施へ向けた取り組みの段階に応じて第 1 から第 3 のプールに区分し、作成しようというものです。同時に実施計画のイメージもご覧ください。

第 1 プールについては翌年度から実施するもの。第 2 プールは翌年度に準備し、ほとんどは次の年から実施されるであろうもの。第 3 プールについては、いまは具体的な取り組み事項は上がっていませんが、期間中に取り組む必要があると考えている方策について掲載しております。

本年度、平成 23 年度は実施計画を策定します。これが第一次選定です。

次に平成 24 年度につきまして、この年は計画の実施 1 年目になりますが、第二次選定として翌年の新たな取り組みを拾い出すとともに、平成 23 年度に第 2 プールにあったものが、自動的に第 1 プールに繰り上がり、第 3 プールにあった方策について具体的な取り組みが現れれば第 2 プールに上がるというローリングを行います。

平成 25 年度は、計画実施 2 年目ですが、4 月に前年度実績からの修正としてのローリングを行います。それから平成 26 年度からの新たな取り組みを拾い出し、加えて前年の第 2・第 3 プールのものが上がってくるローリングを行います。このように新鮮な、実際のかつ時機を得た内容になるように実施計画を改訂し運用します。

【社会長】

まず、私から発言させていただきます。

これまで、実施計画について、その内容がよく固まっていなままに、懇話会に意見を求められても判断しにくい状態でした。その指摘を受けて、事務局はさらに関係部と協議を重ねていただいていたようです。ところが、前回の懇話会を見ていると、その結果、「実施計画から外します」というものが、少なからず出てきました。そうすると、例えば、ICT の取り入れなどの様に重要なものが除かれ、ハッキリしている、どちらかというと小さな実施項目だけが残ります。

そうなりますと、今後 5 年間実施していく行政改革の内容と言うに相応しいのかと心配になる訳です。しかし、考え直してみますと、たとえば PFI などは、多分、今後そのような観点で物事を考えなければならないことは想定できるのですが、と言っても、今、具体的に何をするというのは固まるわけもない。今すぐここで具体的な内容を示せ、と言うのも無理であります。この時代変化の激しい時に、まして予算付けさえどうなるか分からない

い時代に、実施内容を5年間分固めましようと言っても現実には決まりません。では、いま決められることだけで5年間の実施計画として良いのかと言うと、それもまたおかしい。何故、今回はそういう問題に遭遇したのかと言いますと、一言で言うと時代だと思います。今までは行政改革のテーマが見えていた訳ですが、これからの行政改革は、一つには時代の流れが速い中で、タイムリーで新鮮な実施計画を持ちながら動かないと、何年かすると陳腐な計画になる訳です。もう一つは、現在の市役所の体制とも関係すると思いますが、いずれの部局の仕事か整理のつかない問題が多い。市長の言葉によれば横串で動かなければならないものです。さらには、現在の組織が想定していないような問題が出てくる可能性が高い。確信を持って言えるのは、5年も経てば、今のどこの部の事務分掌にも該当しない問題が出てくるのは間違いないのです。そういう時期に5年間の実際的な実施計画を固めることは事実上不可能であります。そこで、事務局もいろいろな観点で工夫していただいたようであります。中身が決まらないものでも、5年間のタイムスパンを考えたら当然視野に入れておかなければいけない、というテーマは、先程の事務局の説明によると、やや抽象的になりますが第2プールに、或いは第3プールとする。そして、それを放っておくのではなく、第2プールのものについては来年全庁を挙げて検討し、具体的な内容を固めて第1プールにしていく。第3プールは、来年実施とは言えないけれども、その視点を持ってどこかの時点で取り上げ具体化してゆく。勿論、今後想定される財政状況の流動性の中では、やるべきであってもやれない、つまり実施計画から外す、というものも出てくるかと思います。そのようなものを毎年洗い替えしていくのが、このローリング・プランと理解できます。

確かに5年を同じように繰り返すのではいささか長い。毎年検証し修正するわけですが、3年目には中間的に総体的な総括をするというのも適切であると考えます。

そのような変更がされましたが、今までの考え方と大きく変わっておりますので、ここでご意見をいただくことにいたします。

お手元の実施計画は、その様になった場合のイメージをお持ちいただくためのサンプルです。内容については、3つの基本目標の実施項目について完成品としたものを、改めて提出頂き、懇話会で予備的意見交換を致します。今日はそのことをご理解いただけるなら、2016についての意見交換は終了したいと思います。

【向井委員】

第2プールにあるものが次年度は自動的に第1プールに上がるというご説明でしたが、非常にめまぐるしい時代ですから、第2プールに挙げたけれども第3プールに落ちるということもあると思います。自動的にあれば完全に全て上がってしまいますので、“検討の結果”上がるという表現のほうがいいと思います。

【事務局：幸田行革担当参事】

わかりました。

【松尾副会長】

全体的に申し上げれば、この大綱にあたる 2016 は、文章の書き振り、項目の挙げ方、基本目標の順番を含めて、非常に読みやすく、すっきり整理されていると思います。毎回、コメントしたい箇所に印を付けて来ますが今回は一つもありませんでした。非常に良いと思います。

実施計画のほうは、ローリング・プランは我々が願っていた思いまで汲んでいただき、非常に素晴らしいやり方だと思います。

今までの改革の方策や取り組み事項の審議の中で出てきた問題意識を含めて、今後、実施計画を作っていただくという理解でよろしいですか？

財政の部分については、ガイドラインの 8 つの目標が実施計画に入ってくるということですか？

【事務局：幸田行革担当参事】

はい、そうです。

【松尾副会長】

分かりました。

実施計画の具体的なものを見せていただくのを非常に楽しみにしております。

【社会長】

ローリング・プラン方式についてはよろしいでしょうか。

(全員異議なし)

【社会長】

では、今回の変更は各委員の同意を戴いたものとします。

それでは、次に、2016 を最終的に確認してゆくことと致します。ただし、フォローアップ委員会で決められたことを戻すような指摘については、事務局は、あくまで意見として受け止めていただき、ここで結論を示していただかなくても結構です。

それでは、1 ページ目から見ていきます。

1 ページ目、ここは「1 はじめに」です。“市長のメッセージ” ということで、理念となるべきメッセージを考えていただいておりますのでお待ちします。以前、私は市長のメッセージと懇話会で審議を重ねた案に齟齬が出た場合はどのようにするのかと申し上げまし

たが、事務局は 2016 の中身について理事者ともよく打合せをしているようですので、齟齬はないと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

次に、2 ページ目の「2 行政改革 2016 の基本的な考え方」「(1) これまでの行政改革大綱の策定状況」です。

(特になし)

【社会長】

3 ページ目の「(2) 行政改革推進の背景」です。社会的なニーズ、今なぜ行政改革が必要かということです。先程の財政の問題は大体網羅していると思います。ここで特に触れておいたほうが良いことはありますか？

【松尾副会長】

3 行目の“時どき”は“時々”に修正したほうが良いと思います。

(“時々”に修正)

【社会長】

次に「(3) 行政改革推進の基本姿勢」です。市役所としてはこういう考え方で行政改革に取り組みますということです。

【永山委員】

以前懇話会で出ました、民間との連携について取り入れていただきましたので、いいと思います。

【社会長】

4 ページ目の“新しい公共”という言葉はいいですか？

(特になし)

【社会長】

5 ページ目の「3 行政改革の推進」についてはどうですか。中間評価の実施についてはどうですか？5 年間の計画ですが3 年目にはきっちりと総括しますということですね。

【松尾副会長】

中間評価の時には、実施計画のシートに捉われず３年間でやってきたことを全体的に見て検証をするということですね？

【事務局：幸田行革担当参事】

はい、そうです。

【向井委員】

せっかく「石狩市行政改革 2016」としましたので、推進期間の記述は“平成 24 年度から平成 28 年度”を“2012”と“2016”してはどうですか？

【松尾副会長】

他の箇所も“平成”ですね。

【社会長】

ここの記述だけ“平成 24 年度から平成 28 年度”に“2012”と“2016”を括弧で加えてはどうですか？

【事務局：幸田行革担当参事】

それで結構です。

【社会長】

“時機を得た新鮮な”というのが気になります。少々情緒的な気がします。

【能村委員】

新しく思いついたことをどんどん入れていきたいということですね。

【事務局：幸田行革担当参事】

削除します。

（“新鮮な”を削除）

【社会長】

6 ページ目「(3) 推進体制」です。

懇話会の記述の順番は最初にありますが、一番中心は推進本部ですね。推進本部がしつ

かりして下さいという意味でもいちばん上で・・・。

（「懇話会の記述」を「推進本部とフォローアップの記述」の後に移動）

【松尾副会長】

懇話会へ協議とありますが諮問ではないでしょうか？意見も出しますが、答申が基本でしょうか。

（図中「行政改革懇話会への“協議”」を“諮問”へ。同じく、図中「行政改革懇話会からの“意見”」を“答申”へ）

【社会長】

7 ページ目「4 基本目標」「（1）市役所イノベーション（求められる市役所への変革）」ですが、“求められる市役所への変革”の“への”とした場合、求められる市役所について明確なイメージが必要です。求められる市役所像は時代によって変わっていくものです。実施計画がなかなかできないのは求められる市役所像が固まっていないからではないでしょうか。つまり、何時の時代でも、その時々「市役所変革」が求められるのである、と言う考え方に立てば、「求められる市役所への変革」では無く「求められる市役所変革」でないでしょうか。

【事務局：幸田行革担当参事】

市役所像は決まっておらず、協働のパートナーなど、その時々求められる市役所に変わっていくということで“への”にしております。

【社会長】

“ことば”に強い能村委員はいかがですか？

【能村委員】

“への”でいいと思います。

【社会長】

8 ページ目「（2）PPP・協働の推進（民間・地域との連携）」です。

これからのことを考えると、ここで言う「新しい公共」空間は最大のテーマになるのではないのでしょうか。そうすると基本目標の順番としては1 番目に来るのではないかと思います。いかがですか？

【松尾副会長】

今後5年間の話になると、「PPP・協働の推進（民間・地域との連携）」が本筋になっていくのではないかと思います。ただ、取り組みとしては「市役所イノベーション（求められる市役所への変革）」のほうが多いので、このような順番になるのではないかと思います。

【能村委員】

石狩市は市民と手をたずさえることを以前から行ってきたことなので、今さら“新しい”には違和感があります。

【社会長】

今までは、どちらかと言うと『市民参加』が中心です。これからも基礎的な姿として大切ですが、加えて市民だけでは無い姿が描かれます。「新しい公共」とは、例えば企業などがそれぞれの持ち分で、当事者として力を発揮することによって、たとえ行政が知らないところでも、誰かがまちの公共的な役割を担っていくという考え方です。利益追求でも構わないのです、公共の福祉に結びつく活動であれば。「新しい公共」という概念は比較的新しいのです。

【能村委員】

以前からそのような土台に取り組んでいて、いまその発展形として「新しい公共」に着手しているんですね。

【永山委員】

文章後段の企業の新しい参加の仕方が今までに無い力で、これの活用だと思うんですね。

【能村委員】

これまで石狩市が力を尽くしてきたのを活かして、一歩上の進化をするというニュアンスが出ればいいと思います。

【社会長】

事務局で検討して下さい。結論はお任せします。

9ページ目「(3) 健全な財政基盤の構築」です。これは事務局でも了解している内容ですね？

【事務局：幸田行革担当参事】

分かりづらい表現などは訂正しております。

【永山委員】

文章最後に「財政運営の“対策を講じていきます”」とありますが、何か一步引いたような感じがしますので、“取り組みます”に変更してはどうですか？

(「財政運営の“対策を講じていきます。”」を“取り組みます”に変更)

【社会長】

10 ページ目「5 行政改革 2016 の体系」です。

基本目標の記載順はこれでよろしいですか？

(基本項目の並び順を左から列記するように訂正)

【向井委員】

改革の基本目標の順番として、市役所を変える目標市役所イノベーション（求められる市役所への変革）」を前面に出すよりも、もう少し大きな意味の「PPP・協働の推進（民間・地域との連携）」が先にきたほうがいいのではないのでしょうか。市役所を前面に出すのは抵抗があります。

【社会長】

行政改革は財政のためではないと思いますので、3 番目に来るのはいいと思います。

私も、向井委員と同じ感触を持ちます。その点については、最終原案を作る前に、フォーアアップ委員会のご意見も、非公式にでも聞いて検討をして下さい。

本日をもちまして、2016 の予備的な意見交換は終了致します。

事務局は、次回までには実施計画の中身をお考えください。

委員の皆さんに、前回もお願いいたしましたが、重ねてお願いいたします。実施計画について審議中には気付かなかった、あるいは、発言はしなかったが気になることなど、ご意見がありましたら事務局にご提出ください。

【事務局：幸田行革担当参事】

よろしいでしょうか。

大綱案につきましては、1 月中旬までパブリックコメントを実施しまして、その意見を反映し 2 月にはお示しできると思います。

実施計画について、ICT や PPP など予算が絡むものにつきましては財政との予算協議を経た中で、実施できないものも出てくると思いますが、実施できるものは内容を精査し実施計画に反映させていきます。

また、予算の伴わないものは懇話会のご意見を踏まえまして担当所管と協議して、実施計画案にまとめてまいります。

予算の概ねの見通しが付く1月一杯で実施計画の最終案を作りまして、大綱と共に年度内に策定できるように進めてまいりたいと思います。

次回6回の懇話会1月末か2月初めになると思います。準備ができましたらお知らせ致します。

以上です。

【辻会長】

今日はこれで終わります。

ありがとうございました。

(閉会)

平成23年12月21日 議事録確定

石狩市行政改革懇話会 会長 辻 正一